

社会福祉法人鴻沼福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴻沼福祉会（以下「当法人」という）定款第九条及び第二十三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用を弁償する。但し、施設長等の職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
- (2) 監事が監査を実施した場合
- (3) その他理事長が必要と認めた業務の場合

2 費用弁償の額は、一日当たり3,000円とする。

3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、職員の旅費規定を準用し、その実費相当額を払うことができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1 この規程は、2017（平成29）年6月25日から施行する。